

IPBES『侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価』報告書 政策決定者向け要約（SPM）の承認について

IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間政策プラットフォーム）総会第10回会合

- 期間：2023年8月28日（月）～9月2日（土）
- 場所：ドイツ・ボン
- 主な成果：侵略的外来種とその管理について評価した報告書が受理され、政策決定者向け要約（SPM）が承認・公表された。

侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価 政策決定者向け要約（SPM）

- 侵略的外来種は世界で3,500種以上が記録されており、生物多様性や生態系に加え、経済や食料・水確保、人間の健康等に対する大きな脅威となっている。
- 外来種の侵入※による全世界の年間経済的コスト（2019年）は4,230億米ドルを超えると推定される。
- 世界的に侵略的外来種とその影響は急速に増加しており、今後も増加し続けると予測される。
- 侵略的外来種とその悪影響は、効果的な管理によって予防・軽減することが可能であり、最も費用対効果の高い管理手法は、侵入予防及び早期対応の体制整備である。
- 外来種の侵入管理は可能であり、その野心的な進歩は、戦略的行動を通じた統合的ガバナンスによって達成することができる。戦略的行動には、国際的・地域的メカニズム間の調整と協力の強化、国家実施戦略の策定、多様な関係主体やセクターの参画推進等が含まれる。

※ 意図的・非意図的を問わず、生物種を人為的に自然分布域外の新たな地域に移動・導入するプロセスを指す。このプロセスを通じて移動・導入された種は、自然分布域外において定着・分布拡大する可能性がある。

参考：TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）が9月18日（NY時間）に公表した情報開示のフレームワークのAnnex 1（TNFD core global disclosure metrics）にも、侵略的外来種に関するPlaceholder indicator（仮の指標）が設定されている。

「外来種被害防止行動計画」の見直しについて

- 「愛知目標」（2010年10月採択）等を踏まえて、2015年3月に我が国の外来種対策の中期的な総合戦略として作成した「**外来種被害防止行動計画**」について、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（2022年12月採択）、「生物多様性国家戦略2023-2030」（2023年3月閣議決定）、IPBES「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価」（2023年9月公表）等を踏まえ、2024年度までに見直し・公表予定。

【現行の行動計画について】

- 作成年月：2015年3月
- 作成主体：環境省・農林水産省・国土交通省
- 目的：我が国の外来種対策を総合的かつ効果的に推進し、我が国の豊かな生物多様性を保全して、持続的に利用することを目指す
- 概要：以下の内容を含む。
 - ・ 国、地方自治体、民間団体、企業、研究者、国民等の多様な主体が独自又は連携して外来種問題に取り組むための行動指針
- ※ 各主体がさまざまな社会活動（各種政策や事業、行動等）において外来種対策の観点を盛り込み、計画的に実施するようしていく（主流化する）ための基本的な考え方を取りまとめ
- ・ 国の具体的な行動計画（施策）

